

令和8年9月3日

会員企業 各 位

名古屋商工会議所

「令和8年熊本地震」災害支援金のご協力方お願いについて

拝啓 平素より本所の事業活動に対し、格別のご支援・ご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、標記震災に対しまして、被災地、被災事業者等の復旧・復興を支援するため、日本商工会議所から全国の商工会議所を対象に、支援金の募集を行う旨、連絡がございました。

支援金は、復旧・復興に向けて、商工会議所・連合会が実施する、被災事業者の事業再開、観光回復等に必要な費用として、活用させていただきます。

つきましては、本所会員企業の皆様におかれましては、出費ご多端の折、誠に恐縮に存じますが、本募金の趣旨を何卒ご賢察いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

支援金申受要領

1. 支援金募金額 1口1万円以上をお願いします。

2. 募集期間 令和8年9月25日(金)迄

3. 申受要領

- (1) 支援金にご応諾いただける場合は、下記URLもしくは二次元コードから、「令和8年熊本地震災害支援金 応諾フォーム」に必要事項をご入力いただき、9月25日(金)までにご回示下さい。

URL : <https://answer.cci.nagoya/koho/?code=48752c29>



- (2) ご応諾いただいた支援金につきましては、原則として、9月25日(金)までに下記の指定振込先宛に、お振込みの程お願いいたします。

- (3) 寄附金税制上、災害支援金は「一般寄附金」の取扱いとなります。

＜法人の場合＞

一般寄附金は、損金算入限度額を超える金額は損金不算入となり、限度額の範囲内で損金算入が認められています。

※根拠法(条項)：法人税法第三十七条第一項

＜個人の場合＞

所得控除されません(認められません)。

※根拠法(条項)：所得税法施行規則第四十七条の二3の控除対象に含まれません。

- (4) 本支援金は本所で取り纏め、日本商工会議所を通じて、被災地の一日も早い復旧・復興のため、被災事業者の事業再開、観光回復等に係る事業に活用させていただく予定です。

- (5) 領収書は、支援金をお振込みいただきます際、控えとしてお手元に残る振込金受取書(受領書)をもって代えさせていただきます。

4. 振込先口座 三菱UFJ銀行 鶴舞支店 普通預金 0389915

「名古屋商工会議所 令和8年熊本地震災害支援金」

※以下のサービスを利用する場合の振込手数料は無料となります。

・三菱UFJ銀行本支店設置のATM

(キャッシュカードは午前8時45分から午後9時まで、現金は午前8時45分から午後6時まで[平日のみ])

・インターネットバンキング「三菱UFJダイレクト」

＜本件担当＞ 名古屋商工会議所 総務管理部

TEL : 052-223-5609 (田川、佐藤、浅井)